

東京都

次

目

○建築基準法による一団地の区域………… …………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…

公

…(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二 (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課

…………(産業労働局商工部地域産業振興課

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概

要-----(同)::

告

示

## ●東京都告示第九百六十二号

定により <u>の</u> 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条 一第一項の規定による認定をしたので、 一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す 同条第六項の規 推奨番号

令和四年六月二十一日

東京都知事 小 池 百 合

子

対象区域の地名地番及び認定年月日

同番三十二まで、同番三十四、同番 二から同番四まで、同番二十九から 番十三、同番三十三、二百五十九番 田谷区下馬二丁目一番二、五十五 象区 域 の 地 名 地 令和四年六月三 H 認定年月日

番二百三まで、同番二百五、同番二 同番百七十五まで、同番二百から同 番九十から同番九十八まで、同番百 ら同番五十八まで、同番八十五、同 三十五、同番三十七、同番五十三か 同番百十七、同番百六十六から

 $\equiv$ 認定計画書の縦覧場所

百六及び太子堂一丁目二番七

第二本庁舎三階中央 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁

公 告

優良映画等の推奨について

び同番二(第二工区)

少年を健全に育成する上で有益であるものとして、 東京都条例第百八十一号)第五条第二号の規定により、 東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年 次のと 青

令和四年六月二十一日

おり推奨する。

東京都知事 小 池 百 合

子

種類

名

称

制作者等

推奨理由

四七九 映画 かんがのじ ガーラフィ ルム、ノン デライコ で有益である に育成する上 青少年を健全 と認める。

開発行為に関する工事の完了につい

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第 一十九条第

令和四年六月二十一日

完了した。

東京都多摩建築指導事務所長

含まれる地域の名称 開発区域又は工区に

許可を受けた者の 住所及び氏名

取

伸

明

一、同番二、百四十七番一及百三十七番一の一部、百四十六番十二番一の一部、百四十六番の一部、百四十六番の一十二番一、三四十二番一、三十二番上、三十二番上、三十二番上、三十二番上、三十二番上、三十二番上 番、同番地先、百三十四番か地先、百三十二番、百三十三 同番地先、百三十一番、同番 青梅市野上町一丁目百三十番 タクトホーム株式会社 西東京市東伏見三丁目六番 代表取締役 小 寺 裕

ついて 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、 「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。 同条第三項において 以下

にあっては団体名及びその代表者の氏名) とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名 その届出及び添付書類を縦覧に供する 添えて、 っては所在地)巨意見を述べる理由」を記載した書面を なお、法第八条第二項の規定に基づき、 令和四年六月二十一日から四月以内に東京都産業 二住所 意見を述べよう (団体に (団 体

 $\triangleright$ 

₹	京	都	公 報			令和	[]4年	6月2	21日	(火	曜日	)
	九	八	七	六	五.	四	三	$\vec{-}$	_			号
業者の氏名又は名	変更を行った小売	の氏名又は名称変更後の小売業者	の氏名又は名称変更前の小売業者	代表者名変更後の設置者の	代表者名変更前の設置者の	設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名	東京	令和四年六月二十一日	に到着するよう提出してください。
	サミット株式会社ほか一名	サミット株式会社ほか一名	サミット株式会社ほか二名	服部 哲也	田尻	杉並区永福三丁目五十七番十四号	サミット株式会社	小平市上水本町五丁目十三番一号	サミットストア小平上水本町店	東京都知事 小 池 百合子	日	してください。

四

設置者名 店舗所在地 変更を行った設置 設置者住所 店舗名 縦覧時間 三泉トラスト保険サービス株式会 新宿区新宿三丁目十四番一号ほか 株式会社三越伊勢丹ほか三名 新宿区新宿三丁目十四番一号ほ 伊勢丹新宿本店 時までを除く。 分まで。ただし、 午前九時三十分から午後四時三十 正午から午後

六 七 五. 変更前の設置者住 変更後の設置者の 変更前の設置者の 代表者名 咄下 吉本 好伸 (三泉トラスト保険サ 中央区八重洲一丁目二番一号(み 社ほか一名 ービス株式会社 ービス株式会社 泰男(三泉トラスト保険サ

変更後の設置者住 千代田区丸の内一丁目三番三号 ずほ信託銀行株式会社) (みずほ信託銀行株式会社)

九

八

東

称

+

変更前の小売業者 の代表者名

か 田 尻

一(サミット株式会社)

ほ

+

業者の氏名又は名 変更を行った小売 社ほか一名 スワロフスキー・ジャパン株式会

変更後の小売業 変更前の小売業 者の住所 者の住所 ロフスキー・ジャパン株式会社)千代田区一番町二十一番地(スワ 千代田区麴町一丁目十二番地一 (スワロフスキー・ジャパン株式

者の代表者名 変更前の小売業 変更後の小売業 者の代表者名 パン株式会社)ほかオ・ナミ(スワロフスキー・ジャ ャパン株式会社)ほか 鈴木 正規(スワロフスキー・ジ

(第17601号)

十五.

縦覧期間

月二十一日まで。ただし、東京都令和四年六月二十一日から同年十

十四四

京都条例第十号)に定める休日を の休日に関する条例(平成元年東

十五.

変更日

令和四年四月十二日ほか

士 十 二

縦覧場所 届出日 変更日

東京都産業労働局商工部地域産業

(新宿区西新宿二丁目八番

士

令和四年五月二十日

令和二年六月二十一日ほか

十二

+

変更後の小売業 者の代表者名

ほ 服か 部

哲也

(サミット株式会社)

+

十七 十六 届出 縦覧場所 日 令和四年六月一日

2

労働局商工部地域産業振興課

(新宿区西新宿二丁目八番

除く。

十六

月二十一日まで。ただし、東京都令和四年六月二十一日から同年十 振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業 京都条例第十号)に定める休日を の休日に関する条例(平成元年東 号

十八

縦覧期間

分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十分から午後四時三十 時までを除く。

十九

縦覧時間

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

その届出及び添付書類を縦覧に供する。 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、 「法」という。) 第六条第二項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 同条第三項において

号) 添えて、令和四年六月二十一日から四月以内に東京都産業 あっては所在地)三意見を述べる理由」を記載した書面を にあっては団体名及びその代表者の氏名) とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名 労働局商工部地域産業振興課 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう に到着するよう提出してください (新宿区西新宿 二住所 二丁目八番 (団体に (団体

令和四年六月二十一日

東京都知事 小 池 百 合子

道玄坂共同ビル

店舗名

東	京	都	公	報		
	十		九		八	
数 白	亦	数 白	亦	٢	亩 恋	

4年6月21日	(水曜日)	東	京	都	1
+平0万21日	(グい框 口 /	不	<b>//</b>	ΉP	-

(第17601号)

_	3	숚	3和4	4年(	5月2	1 日	(4	曜日	∃)				東	京	者	ß	公	報								(\$	第170	601 <sup>-</sup>	号)
			十五				十 四			} Ξ Ξ	<u>+</u> :	十 一		十			九		)	7		七		六	Ŧi		四	三	$\ddot{-}$
			縦覧時間				縦覧期間					変更日	数及び位置の出入口の	<b>夏更後の駐車場の</b>	数及び位置	自動車の出入口の	変更前の註車場の	とができる時間帯	車場を利用するこ	変更後の来客が註	とができる時間帯車場を利用するこ	変更前の来客が駐	位置及び収容台数	変更後の駐車場の	位置及び収容台数変更前の駐車場の	)	設置者住所	設置者名	店舗所在地
	で除く。	分まで。ただし、正午から午後一	昭三十分か	除く。	京都条例第十号)に定める休日をの休日に関する条例(平成元年東	のドリに関一の参列(立成正三)月二十一日まで、たたし、東京都		一号)	振興課(新宿区西新宿二丁目八番	東京祁雀業労動司第C祁也或雀業	令和四年五月三十日	令和五年二月一日		二箇所 隔地			二箇所一鬲也	分まで午前八時三十分から午後十時三十	分まで。ただし、年間五日に限り	干前九寺三十分から干後十寺三十		午前十時から午後十時三十分まで		隔地 四十九台	隔地 四十九台		渋谷区道玄坂二丁目二十九番十九	道玄坂共同ビル株式会社	渋谷区道玄坂二丁目二十九番一号
	けア	)	ウ	イ	(	五) ア	ゥ	イ	(四) ア	ゥ	,		(三) ア	ウ	イ	(二) ア	ウ	イ	( <u>-</u> )	一		<u></u>	供する。	の規定	条第四	大坦			
	店舗名		い設置者名	7 店舗所在地		方舗名	り設置者名	7 店舗所在地	店舗名	り設置者名	イ 店舗所在地		店舗名	り設置者名	7 店舗所在地	店舗名	り設置者名	7 店舗所在地	ア店舗名	店舗名、店舗所		令和四年六月二十一日	<b>ි</b>	足により次のと	四項の規定によ	大規模小売店舗立地法	の概要について	大規模小売店	
	クロスガーデン青梅		コーナン商事株式会社	西東京市西原町四丁目二番八号	;	ホームセンターコーナン西東京田無	株式会社ユニカ	新宿区新宿三丁目二十三番七号	ユニカ新宿ビル	株式会社髙島屋ほか三名	中央区日本橋二丁目四番一号ほか	・東館)	問島屋S.C.(本館・新館	株式会社七軒屋	板橋区桜川三丁目二十五番四号	(仮称)オーケー上板橋店	株式会社ライフコーポレーション	江東区豊洲四丁目三番二ほか	(仮称) 豊洲四丁目店舗計画	店舗所在地及び設置者名	東京都知事 小 池 百合子	十一日		の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に	条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項	地法(平成十年法律第九十一号)第八	T	大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見	
													五 縦覧時間			四縦覧期間		三 縦覧場所	イ 意見の通知日				ア概要	二 東京都の意見の概要	ウ設置者名	イ 店舗所在地	七ア 店舗名	ウ設置者名	イ 店舗所在地
											てを除く。	**: **: 。 まで。ただし、正午から午後一時ま	午前九時三十分から午後四時三十分	例第十号)に定める休日を除く。	日こ掲する条列(平戈元手東京部条二十一日まで。ただし、東京都の休	令和四年六月二十一日から同年七月	号)	興課(新宿区西新宿二丁目八番一東京都産業労働局商工部地域産業振	令和四年六月二日	半断して意見なしとする	条に基づく指針を勘案し、総合的に	ともに、大規模小売店舗立地法第四一ついては「区市の意見に酝意すると」	一一から出までの店舗に係る届出に	要	株式会社ヤオコー	東久留米市滝山四丁目十三番十号	ヤオコー東久留米滝山店	オリックス株式会社	青梅市今寺五丁目十三番地一ほか

_	(第17601号)	東	京	都	公	報	令和4年6月21日	(火曜日)	4
<u> </u>									
<u> </u>									
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代)   解163									
都									
三 復									
五 岳									
三 新 京 <b> </b>									
- <u>"</u>									
一									
一八									
(年) (十) (十)									
号 都									
郵便番号    63-8001									
定価									
一本									
箇号									
。 郵									
送六									
を 六 _									
9円円									
印刷所									
電東勝									
『 都 美									
○文									
八									
三一株									
(解送科を含む。)□ 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 解113一つ箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元を号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号1011									
J = 7									
一番 会									
艺 号 社									
郵便番号									
FSC ミックス 版 FSC* C006270									
FSC									
ミックス 紙									
FSC* C006270									